

(別紙) 本制度の特設サイトについて



<URL・二次元コード>

<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/index.html>

<主な掲載資料等（一部抜粋）>



## 「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度」とは

販売・賃貸事業者が建築物の省エネ性能を広告等に表示することで、消費者等が建築物を購入・賃貸する際に、省エネ性能の把握や比較ができるようにする制度です。

住まいやオフィス等の買い手・借り手の省エネ性能への関心を高めることで、省エネ性能が高い住宅・建築物の供給が促進される市場づくりを目的としています。

2024年4月以降、事業者は新築建築物の販売・賃貸の広告等（※1）において、省エネ性能の表示ラベルを表示することが必要となります（※2）。

（※1）新聞・雑誌広告、チラシ、パンフレット、インターネット広告などが対象となります。

（※2）国土交通大臣が表示方法を告示で定め、従わなかった場合は勧告等を行うことができます。

新築以外の既存建築物についても表示は推奨されますが、表示しない場合の勧告等の対象とはなりません。

[説明動画はこちら](#)（事業者向け  
制度概要資料を約30分で説明）

詳しい内容はこちらをご覧ください

[事業者向け制度概要資料はこちら](#)  
（告示・ガイドラインの内容を要約）

建築物の省エネ性能表示制度の概要



事業者向けガイドライン概要版資料



[ガイドラインの本文はこちら](#)

## 関連資料

ガイドライン



本編



概要版[事業者向け]

評価書



ひな形

根拠法令



法律



告示

広報物



消費者向けチラシ

[告示の本文はこちら](#)

[一般消費者向け  
周知用チラシはこちら](#)